

健生食輸発 1209 第 1 号
令和 6 年 12 月 9 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめの登録リストの変更)

標記については、令和 6 年 3 月 28 日付け健生食輸発 0328 第 1 号（最終改正：令和 6 年 12 月 6 日付け健生食輸発 1206 第 7 号）により通知したところである。

今般、韓国政府から、ひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表 15 について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。